

令和6年度

平塚市基幹型地域包括支援センター運営方針

令和6年10月1日

平塚市地域包括ケア推進課

1 目的

平塚市基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型包括」という。）は、地域包括ケアシステムの中核を担う平塚市地域包括支援センター（以下「地区包括」という。）の総合調整、後方支援に重点的に取り組み、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

2 役割

- （１）地区包括への総合調整を通じて、適切な事業運営を確保する。
- （２）複合化、複雑化した課題の解決に向けて支援を行い、質の高い相談、支援の維持、向上を図る。
- （３）地区包括の人材育成や組織力の強化に取り組むことで、安定した業務の継続、運営体制の充実を図る。
- （４）地区包括が地域の実情や特性に応じた地域づくりを推進し、関係機関との連携強化が図られるよう地区包括の機能の向上に努める。

3 期間

本運営方針による実施期間は、令和６年10月１日から令和７年３月31日までとする。

4 重点取組事項

- （１）地区包括の現状把握
地区包括及び各圏域の状況、課題、ニーズ等を把握し、その結果を踏まえて、全市的な現状を把握する。
- （２）地区包括の業務の効率化
効率化が見込める業務、事務を把握し、改善に向けた取組を推進する。
- （３）地域との連携・協働の推進
地域の会議や取組等への参加を通じて、地域と地区包括とのネットワークづくりを促進する。

5 実施方針

- （１）地区包括の総合調整
 - ア 事業運営の充実
基幹型包括は、地区包括が地域の特性を生かし、その機能を最大限発揮できるよう取組を推進する。
 - （ア）「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針（以下「地区包括の方針」という。）」に基づき、事業計画や日常業務を通じて、地区包括と業務実施の方向性を共有する。

- (イ) 住民、医療、介護、福祉、司法等の関係団体等とのネットワークづくりを推進する。
- (ウ) 地区包括の事業計画が地域の課題や特性を反映した計画となるよう支援を行う。
- (エ) 適切な事業の実施に向けて、各圏域の地域課題や地区包括の取組を踏まえた地区包括の方針を作成する。
- (オ) 地区包括の方針や運営に関すること等を平塚市地域包括支援センター運営協議会（以下「包括運協」という。）に諮り、地区包括の適切な運営につなげる。
- (カ) 管理者連絡会を開催し、基幹型包括と地区包括、関係機関等との情報交換や意見交換、課題の共有等を行う。

イ 効率的、効果的な事業の実施

基幹型包括は、P D C Aサイクルによる業務の改善や効率化を図り、地区包括の効果的な事業運営を推進する。

- (ア) 地区包括の事業計画の実施状況を確認する。また、事業の実施に当たり、課題が生じている場合は支援を行う。
- (イ) 地区包括の自己評価に基づき事業評価を行う。また、評価結果は地区包括の業務の改善につなげる。
- (ウ) 地区包括のB C P（事業継続計画）について、年1回の訓練を行う。
- (エ) 地区包括の業務の改善、見直しを推進する。また、業務の効率化に向けては、I C Tの活用を推進する。

ウ 適切な事業運営の確保

基幹型包括は、地区包括が個人情報の保護や利用者満足度の向上、公正・中立性の視点を持った事業運営がされるようその確保を図る。

- (ア) 地区包括が個人情報に留意した運営が行えるよう、体制構築に向けた支援を行う。
- (イ) 迅速かつ適切に苦情へ対応できるよう地区包括と共有を図る。また、地区包括では対応が困難な苦情は、協力して対応する。
- (ウ) 地区包括間で苦情を共有し、再発防止に努める。
- (エ) 地区包括が相談者へサービス事業所、施設、居宅介護事業所等の紹介や、指定介護予防支援事業所の委託先の選定を行う際には、相談者の状況から勘案して、適切、公正かつ中立性を確保するよう周知するとともに、実施状況を確認する。

(2) 総合相談支援業務

基幹型包括は、地区包括で対応が困難な事例等の解決を図り、相談支援の充実、強化、質の向上につなげる。

- (ア) 関係機関や庁内関係課へ適切につなぐなど、地区包括からの相談内容に応じた対応を行うとともに、その後の支援経過の把握等を行う。
- (イ) 地区包括で対応が困難な事例等が生じた場合は、カンファレンスへの出席や同行

訪問等を行う。

- (ウ) 地区包括が関係機関や庁内関係課と円滑な連携が図れるよう、情報共有や役割の整理等を行う。
- (エ) 地区包括が受けている総合相談の内容やその課題を周知、共有するため、医療、介護、福祉、司法等の関係団体の会議、行事等に参加する。
- (オ) 地区包括の相談事例を共通システムにより把握、分析し、効果的な対応等を検討する。
- (カ) 地区包括の利用の促進を図るため、認知度の向上に取り組む。

(3) 人材育成事業

基幹型包括は、職員の定着、専門性の向上、組織の強化に向けた取組を推進し、運営体制の充実を図る。

- (ア) 3職種の専門性の向上に向けた研修を実施する。
- (イ) 新任者が地区包括の役割や事業等の理解を深めるための研修を実施する。
- (ウ) 管理者がその役割や地区包括の機能を効果的に発揮させるための研修を実施する。
- (エ) 職員が外部研修等に参加できるよう情報提供を行う。
- (オ) 地区包括の機能を効果的に発揮するため、多職種による専門性を生かしたチームアプローチの実践につなげる。
- (カ) 相談者への適切な対応につながるよう職員の接遇の向上に向けた支援を行う。
- (キ) 地区包括が利用者や家族等からのカスタマー・ハラスメントに対応できるよう情報提供や相談支援を行う。
- (ク) 職員確保に向けた支援を行う。

(4) 生活支援体制整備事業

基幹型包括は、生活支援・介護予防サービスに関する協議体への参加を通じて、地区包括の円滑な業務の実施を促進する。

- (ア) 第一層協議体へ出席し、参加者と各地域の課題や市全域に共通する課題を検討する。また、必要に応じて地区包括への支援を行う。

(5) 地域ケア会議推進事業

基幹型包括は、地域ケア会議に係る支援を行い、地域の実情に即したネットワークの強化や地域課題の把握等につなげる。

- (ア) 地域ケア個別会議、小地域ケア会議の開催、運営に係る支援を行う。
- (イ) 地域ケア個別会議、小地域ケア会議で把握した課題から、市全域の共通課題を抽出し、地域ケア推進会議で共有を図り、政策形成につなげていく。

(6) 権利擁護業務

基幹型包括は、地区包括への支援を通じて、権利擁護業務の円滑な実施につなげる。

- (ア) 権利擁護業務の実施に当たり、地区包括が基幹型包括に相談する必要がある場合、基幹型包括は情報の整理や関係機関との調整の支援を行う。

(7) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務

基幹型包括は、地区包括が自立支援に向けて質の高いケアマネジメントが提供できるよう取組を進める。

- (ア) 地区包括が行う介護予防ケアマネジメントについて、対象者のQOLの向上に資するような助言等を行う。
- (イ) 地区包括が地域のニーズに応じた介護予防・自立支援に関する講座等が開催できるよう情報提供する。

(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

基幹型包括は、地域の介護支援専門員への支援を通じて、地域における関係機関や多職種との連携、協働の体制づくりを推進する。

- (ア) 介護支援専門員からの相談で地区包括では対応が困難な事例は、解決に向けてカンファレンスへの出席や同行訪問、サービス担当者会議への出席等を行う。
- (イ) 地区包括が地域の介護支援専門員へ研修が行えるよう情報提供や助言等を行う。
- (ウ) 地区包括と平塚市在宅医療・介護連携支援センターが地域の状況やそれぞれの取組を共有できる機会を設ける。

(9) その他の業務

基幹型包括は、必要に応じて上記以外の業務を実施する。

6 取組結果の検証

基幹型包括の取組結果は、包括運協へ報告し、いただいた御意見等を地区包括の取組や次年度以降の運営方針に反映させる。